

国の取組状況について

参考資料 3

<健やか親子21の総合的な推進>

| 事業名・事業内容 | 所管 |
|-------------------------------|-------|
| ○「健やか親子21」全国大会（平成13年度～） | 厚生労働省 |
| ○「健やか親子21」公開シンポジウム（平成12年度～） | |
| ○「健やか親子21」公式ホームページ開設（平成13年度～） | |

<課題1>思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

| 事項（関連指標）・事業名・事業内容 | 所管 |
|--|-------|
| 1. 性感染症に関すること（1-3、1-9） | 厚生労働省 |
| ○「性の健康週間」の実施 性感染症（HIV感染を含む）の正しい知識の普及活動。 | |
| ○エイズ教育（性教育）推進地域事業（～15年度） 学校・家庭・地域の連携によるエイズ教育（性教育）の実践研究 | |
| ○性教育の実践調査研究 性教育の効果的な進め方に関する調査研究の実施 | 文部科学省 |
| 2. 薬物乱用防止に関すること（1-5、1-11） | 厚生労働省 |
| ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 薬物乱用防止に関する啓発活動及び「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」を周知させる。 | |
| ○麻薬・覚せい剤乱用防止運動 麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く国民に周知させる。 | 厚生労働省 |
| ○薬物乱用防止新五か年戦略（平成15年7月） 学校における薬物乱用防止教育の一層の推進 | 文部科学省 |

| | |
|--|--|
| <p>3. 喫煙防止対策 (1-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未成年者喫煙防止のための適切なたばこ販売方法の取組みについて (平成16年6月28日通知) たばこ関係業界へ未成年者喫煙防止に向けて、販売方法などの取組を要請する。 ○ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締結 (平成16年6月8日) | <p>警察庁・財務省・厚生労働省</p> <p>外務省</p> |
| <p>4. 学校における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康教育総合推進モデル事業 (平成10年～14年) 学校における健康教育の推進及び学校外における健康教育学習の推進のための調査研究事業 ○ 学校・地域保健連携推進事業 (平成16年度～) 学校と地域保健が連携し、健康相談活動の体制整備を図るための協議会の設置や事業の実施。 ○ スクールカウンセラー活用事業 (～平成16年度) 公立中学校へスクールカウンセラー配置し、活用する際の調査研究を行う | <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> |
| <p>5. 地域保健における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期保健相談等事業 思春期に特有の身体的、精神的問題等さまざまな相談に応じる ○ 食育等推進事業 地方自治体が実施する思春期の問題に関する理解の促進、食を通じた心の健全育成事業などに補助を行う ○ 生涯を通じた女性の健康支援事業 女性健康センターにおいて思春期から更年期に至る女性を対象とした健康相談を行う | |

<課題2> 妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援

| 事項（関連指標）・事業名・事業内容 | 所管 |
|--|-------|
| 1. 周産期医療ネットワークの整備（2-6） ○ 母子医療施設等整備費 ○ 周産期医療施設運営費（総合周産期母子医療センター運営費） ○ 周産期医療対策（周産期医療システムの整備等） | 厚生労働省 |
| 2. 不妊への支援（2-9、2-10） ○ 不妊専門相談センターの整備 ○ 特定不妊治療費助成事業 | 厚生労働省 |
| 3. 人材育成 ○ 安全安心の助産ケアに係る推進事業（平成17年度） 新人助産師に対する医療安全対策モデル研修の実施 | 厚生労働省 |

<課題3> 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

| 事項（関連指標）・事業名・事業内容 | 所管 |
|--|-------|
| 1. 乳幼児死亡の減少（3-3、3-4、3-14） ○ 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間 11月を対策強化月間として啓発普及活動を行う | 厚生労働省 |
| 2. 小児救急医療体制（3-10、3-17） ○ 小児救急医療体制の整備 小児救急医療支援事業など、小児救急患者の受け入れ態勢整備のための事業 | 厚生労働省 |
| 3. 小児医療の充実 ○ 児童福祉法の改正 小児慢性特定疾患治療事業の法制化 ○ 未熟児養育医療 | 厚生労働省 |
| 4. 育児支援 ○ 乳幼児健康支援一時預かり事業 病気の回復期にあって、集団保育が困難な時期に保育所や病院等の専用スペースにおいて一時的な預かりを行う事業。 | 厚生労働省 |

